

(案)

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊の設計図書及び仕様書（以下「設計図書」という。）に基づき、頭書記載の発注者からの委託業務（以下「委託業務」という。）を履行期間内に完了するものとし、発注者は、受注者に対して業務委託料を支払うものとする。
- 2 前項の設計図書の表示が明確でないもの若しくは誤謬又は脱漏れがある場合には、は発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(工程表等)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を発注者に提出しなければならない。

(監督員)

- 第3条 発注者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の作業責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(作業責任者及び街路樹剪定士)

- 第4条 受注者は、作業責任者及び街路樹剪定士を定めて業務場所に置き、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。作業責任者及び街路樹剪定士を変更したときも同様とする。
- 2 作業責任者は、この契約書の履行に関し、業務場所で作業を実施する場合には業務場所に常駐し、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第6条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 作業責任者及び街路樹剪定士は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第5条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(作業責任者等に対する措置請求)

第6条 発注者は、作業責任者等がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で、業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定により請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

- 2 前項(ただし書を除く。)の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、契約の履行の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(労働関係法規の遵守)

第9条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(再委託)

第10条 受注者は、この契約について委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は業務の一部（主たる部分を除く）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下、「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下、「再委託先」という。）の名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した書面を提出し、発注者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、発注者が軽微な業務であると認めるものについてはこの限りではない。

(1) 再委託を行う合理的理由

(2) 再委託先が、再委託される業務を履行する能力等

- 3 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受注者は変更の届け出を提出し、発注者による審査及び承認を受けるものとする。
- 4 受注者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、発注者に対し責任を負うものとする。

(委託業務の調査等)

第11条 発注者は、必要と認めるときは、受注者の委託業務の処理状況につき調査し、必要な報告を求め、委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができるものとする。

(委託業務の変更中止等)

第12条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止しもしくは打ち切ることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは発注者と受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(期間の延長)

第13条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(損失の負担)

第14条 委託業務の処理に関し生じた損失（第三者に及ぼした損失を含む。）は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責に帰する事由による場合は、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、下記の期間ごとの業務を完了したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

・ 第3四半期（契約日～12月分） ・ 第4四半期（1～3月分）

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内、又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに検査を行ない、検査に合格した後、直ちにその引渡しをうけるものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となったときは、受注者は、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

(業務委託料の支払い)

第16条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 前項の請求金額は、各項目毎の確定数量に別紙工種別単価表に定める単価をそれぞれ乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）とする。
- 3 発注者は、前項の規定により請求のあったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(部分払)

第17条 削除

(履行遅滞)

第18条 受注者は、履行期間内に委託業務を完了することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に履行期間の延長を申し出なければならない。

- 2 発注者が前項の規定による申し出を受けた際に、特に履行期間の延長を認める必要がある

場合には、受注者の申し出を承認することができる。

- 3 前項の規定により履行期間を延長する場合に、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、発注者は違約金を徴収する。違約金は遅滞日数1日につき遅滞した数量に各工種別単価をそれぞれ乗じて算出して得た額に遅滞日数に応じ年 **3.0 パーセント** の割合で計算した額とし、算定期間は履行期間末日の翌日から受注者が委託業務を完了した日までとする。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。
- 4 委託業務の履行期間延長が天災地変等の事由によるもので、発注者がやむを得ないと認めるときは、違約金を徴収しない。
- 5 発注者の責めに帰する事由により、発注者が第16条に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は受注者に対して第3項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が第16条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 履行期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。
- (2) 第15条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。
- (3) 正当な理由がなく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第7条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (9) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第24条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第24条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第24条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

オ 再委託先がアからエまでのいずれかに該当し、発注者が受注者に当該再委託契約の解除を求めた場合に、受注者がこれに従わなかったとき。

- (10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 第1項第9号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として工種別単価表記載の単価にそれぞれの予定数量（予定数量に変更のあった場合は変更後の数量）を乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、第1項第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、工種別単価表記載の単価にそれぞれの予定数量（予定数量に変更のあった場合は変更後の数量）を乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の解除権）

第21条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第12条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、工種別単価表記載の単価にそれぞれの予定数量（予定数量に変更のあった場合は変更後の数量）を乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）が3分の2以上減少したとき。

(2) 第12条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第22条 契約が解除された場合において、発注者は、出来高部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第23条 受注者は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。履行期間終了後もまた同様とする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第13条の規定により、発注者に履行期間延長の請求をおこなうものとする。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、第13条の規定により、発注者に履行期間延長の請求をおこなうものとする。

(協議事項等)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、発注者と受注者が協議して決定する。